

年金定期便等、年金関係の書類が確実に届くため事業主が被保険者の住所変更 手続を的確に行うよう指導してほしい

【申出要旨】

私の妻（60歳）は、この2年間はねんきん定期便を始めとする年金関係の書類が全く送付されてこない。

不審に思い、年金事務所に確認したところ、厚生年金被保険者の住所変更手続が行われていないとのことであった。

3年前に転居した際に、妻が勤務する事業所に住所変更を届け出た記憶があり、改めて年金事務所から事業所に指導してもらった。この結果、事業所の総務担当が朝礼で「住所変更があれば、速やかに総務担当に申し出るように」告知したところ数人の従業員が手続をとっており、私のようにねんきん定期便が届いていない者が相当数いるものと思われる。

年金関係書類が確実に本人に届くよう、事業所に対し住所変更手続を励行するように指導してほしい。

【説 明】

1 厚生年金保険被保険者の住所変更手続

厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第6条の2により、厚生年金保険の被保険者が住所を変更したときは、速やかに、変更後の住所を事業主に申し出なければならないこととされており、被保険者からの住所変更の届出を受けた事業主は、同規則第21条の2により、その旨を日本年金機構に届け出ることとされている。

また、被保険者の被扶養配偶者（国民年金の3号被保険者）についても、国民年金法（昭和34年法律第141号）第12条第5項及び第6項並びに同法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）第8条第2項により、事業主が日本年金機構に届書を提出することとされている。

つまり、厚生年金保険被保険者及びその被扶養配偶者の住所地の変更は、被保険者が、直接、年金事務所に届け出ることとはできず、必ず事業主を通して年金事務所に届け出ることとされている。

2 ねんきん定期便等の未送達の状況

日本年金機構は、保険料の納付記録はあるが基礎年金番号と結びついていないため持ち主が分からない年金記録（いわゆる「宙に浮いた年金記録」）約5,095万件に対応するため、年金受給者及び現役年金加入者を対象に次のような年金記録の通知を行い、確認作業を進めている。

- ① ねんきん特別便（以下「特別便」という。）
- ② 年金記録の確認のお知らせ

③ ねんきん定期便（以下「定期便」という。）

④ 厚生年金加入記録のお知らせ

これら通知の送付先は、いずれも日本年金機構が把握している年金受給者、現役加入者の住所地とされており、前記1の住所地の届出が的確になされていないと、せつかくの通知が宛先不明で年金受給者や現役被保険者に届かないこと（未送達）になる。

例えば、全ての現役年金加入者を対象とする定期便については、平成23年度においては送付した6,525万件のうち89万件（送付数の1.4%）が未送達となっている。

表1 ねんきん定期便等の未送達状況（平成24年3月末現在）（単位：万件）

種類		発送時期	対象者	①送付数	②未送達	②/① (%)
ねんきん特別便	①名寄せ特別便	19年12月～20年3月	コンピューター上の記録を名寄せした結果、年金記録に漏れがある可能性の高い者	10,873	236	2.2
	②全員特別便	20年4月～20年10月	①以外の年金受給者、現役加入者			
年金記録の確認のお知らせ	③黄色便	20年6月～21年12月	住基ネットや旧姓等の氏名変更履歴等の突合により、年金記録に漏れがある可能性の高い者	262	12	4.6
	④グレー便	20年5月	マイクロフィルムで保管されている厚生年金等の旧台帳記録と基礎年金番号記録との突合により、旧台帳記録が本人の記録である可能性が高い者	68	0.5	0.7
⑤ねんきん定期便		21年4月～	全ての現役加入者	6,676	122	1.8
				(21年度)	(21年度)	
				6,610	103	1.6
				6,525	89	1.4
				(23年度)	(23年度)	
⑧厚生年金加入記録のお知らせ（受給者便）		21年12月～22年11月	① 年金受給者で、厚生年金保険または船員保険の被保険者期間を有する者 ② 60歳以上であって年金を受給していない者で、厚生年金保険または船員保険の被保険者期間を有する者	2,632	32	1.2

(注) 1 日本年金機構の資料により作成。

2 網掛けは、年金記録に漏れがある可能性が高い者を対象とするもの。

このため、日本年金機構は平成23年3月以前に未送達となっている特別便・定期便のうち住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）等で住所を把握できた51万件について、平成24年3月に再送付を行った。今

後、未送達となった方に住所変更処理が行われた場合、自動的に定期便を送付することになっている。平成24年度中は、毎月、住基ネットとの突合を行い、住所が把握できたものは順次、再送付としている。

また、住基ネットで把握した住所地は、あくまでその時点での住所地であり、現在は定期便が送達されている者を含め、その後、被保険者が転居したのに、事業主からの住所変更の届出が励行されない場合には再び未送達となる。

このため、定期便を始めとする年金関係書類が確実に被保険者に届くには、住所変更の届出の励行が必要不可欠なものと考えられ、①被保険者（従業員）から事業主への届出、②これを受けての事業主から年金事務所への届出が的確に行われる必要がある。

3 宛先不明で返送された定期便の取扱い

宛先不明で未送達となった定期便は、日本年金機構本部に返送され、日本年金機構のシステムに未送達であったことが記録され、各年金事務所では、WM（ウインド・マシン、「窓口装置」）により未送達であったことを確認することができる。

未送達であった者については、住所変更が行われない限り、未送達となった住所地へ定期便の発送は行われない。（ただし、本人から未送達となった住所に居住しているとの申し立てがあった場合を除く）

4 日本年金機構の住所変更届に係る事業主への指導状況等

(1) 「住所一覧表」の提供サービス

日本年金機構は、事業主に被保険者等の住所を確認してもらうために、以下のような「住所一覧表」の提供サービスを行っている。

- ① 所定の申請書（日本年金機構のホームページ又は年金事務所から入手）に必要事項を記載の上、事業所を管轄する年金事務所に提出することにより、従業員と被扶養配偶者の「住所一覧表」が郵送される。
- ② 「住所一覧表」記載の住所と現住所が異なる場合は、「住所一覧表」に朱書きで訂正の上、事業所を管轄する年金事務所に提出すれば住所変更の届出となる。（所定の様式による届出も可能）

(2) 事業主に対する住所変更の届出の励行に係る周知・指導

日本年金機構は、本部及び年金事務所において、次のような方法で事業主に対し厚生年金被保険者等の住所変更の届出の励行を周知・指導しているとしている。

【日本年金機構のホームページでの周知】

日本年金機構本部は、ホームページ「事業主の方へ」の中の「日本年金機

構からのお知らせ」で、毎月、事業主に周知したい情報を、①全国共通に提供する情報、②都道府県ごとに提供する情報に区分して掲載している。

平成 23 年度の掲載状況をみると、平成 23 年 4 月に全国共通に提供する情報として「被保険者の住所に変更があったときには、被保険者住所変更届の提出が必要です。」との掲載が 1 回あるのみで、愛知県内の事業主に提供する情報の中に被保険者住所変更届に関する掲載はない。

また、この「日本年金機構からのお知らせ」は、毎月事業主に送付される保険料納入告知額通知書に同封されている。

なお、ホームページには、従業員の住所変更時など各種届の申請方法及び書式を掲載している。

【社会保険協会作成の広報誌への掲載】

(財)愛知県社会保険協会は、隔月に会員（事業主）を対象に機関誌「社会保険あいち」を発行している。

平成 23 年度の掲載状況をみると、平成 23 年 7 月に、①日本年金機構は、定期便、年金請求書を送付している、②これらを確実に届けるには、従業員とその被扶養配偶者の住所について定期的に確認することが必要、③このため日本年金機構では「住所一覧表」の提供サービスを行っていることが掲載されている。

【年金事務所が行う事業主に対する調査時等における指導】

大曾根年金事務所、一宮年金事務所において事業主に対する被保険者等の住所変更届の励行についての指導の実施状況を事情聴取したが、次表のとおり両年金事務所とも、新規適用届受付時と事業所調査時に必ず確認行為を行っており、指導の主眼は適用漏れや保険料の徴収漏れの防止にあるが、住所変更届の励行についても指導を行っている。

<参考> 年金事務所の事業所調査は、年金記録問題への対応でしばらく調査対象を絞った重点的な調査となっていたが、平成 23 年度から全事業所の 4 分の 1 を対象とする調査を再開している。

したがって、4 年に 1 度は事業所に対して書面による提出と対面による調査が行われることになる。

表2 年金事務所の事業主に対する住所変更届励行に関する指導状況

区 分	大曽根年金事務所	一宮年金事務所
管内の状況 (H24.4.1現在)	(事業所数) 8,935社 (被保険者数) 176,218人	(事業所数) 7,883社 (被保険者数) 149,903人
事業主への啓発活動	年金事務所としての啓発活動はなし	同 左
事業主への指導	事業主に対する対面による指導は、新規適用届受付時と少なくとも管内の事業所を4年に一巡する方針で実施。主眼は適用漏れ、保険料の徴収漏れの防止にあるが、住所変更届についても、事業所調査の確認事項の一つに「住所変更届出もれ」があり、必ず確認行為を行っている。	同 左
事業主への説明会	○事務所主催の説明会はなし ○社会保険協会(年1回)、社会保険委員会(年3回)、労働局(年1回)が主催する事業主を対象とする説明会に講師として出席する場合があるが、住所変更届に関する講義の実績はない。	○事務所主催の説明会はなし ○社会保険協会が年2回開催する事業主を対象とする説明会に講師として出席する場合があるが、住所変更届に関する講義の実績はない。

(注) 当局の事情聴取結果により作成。

(3) 事業所年金担当者の住所変更届の認識度

今回、従業員数が500人を超える5事業所の年金担当者から、上記日本年金機構等が行っている住所変更届励行に関する情報を知っているか否かについて事情聴取したところ、①日本年金機構が提供している資料を知らないとするものが2事業所、②「住所一覧表」サービスを知らないとするものが1事業所あり、情報の存在が十分に認知されていない状況がみられた。

また、年金担当者自身が、「住所変更届した住所地に定期便が送付されることを知らない。」とするものも1事業所あった。

(注) 「住所一覧表」サービスを知っているのは4社。うち利用しているのは3社で、利用していない1社は「住所変更届を的確に行っていれば、改めて確認の必要がないため。」としている。

表3 調査対象事業所の住所変更届に関する認識度等

事業所名	従業員数	住所変更届の実績(年)	年金機構、社会保険協会提供資料の認知		「住所一覧表」サービスの認知・利用実績		変更届した住所地に定期便が送付されることの理解
			年金機構の提供資料	社会保険協会の提供資料	知っている	利用したことがある	
A	729人	120件	知らない	読んでいる	○	1～2年に一度	知っている
B	7,024人	240件	読んでいる	読んでいる	○	1年に1回	知っている
C	4,046人	480件	読んでいる	読んでいる	×	—	知っている
D	32,212人	600件	読んでいる	読んでいる	○	×	知っている
E	830人	30件	知らない	読んでいる	○	1年に2回程度	知らない

(注) 当局の事情聴取結果により作成。

5 事業所における被保険者への周知状況

上記5事業所のうち4事業所が、「本人又は被扶養配偶者の定期便が届かない。」という相談があるとしている。

また、「従業員が会社に届け出した住所地に定期便が送られることを知らないと思う」とするものが4事業所であり、従業員が住所変更届の必要を知らないことが苦情発生の原因と考えられる。

一方、事業所の従業員に対する住所変更届が必要であることの周知は、入社・転勤時又は従業員から転居の告知があった場合に説明するに止まっており、事業所独自に他の帳票と住所の確認を行っているのは1事業所のみとなっている。

表4 調査対象事業所における「定期便未送達」の苦情の発生状況と従業員に対する住所変更届の周知状況

区分		A	B	C	D	E
「定期便未送達」に係る相談の発生状況		3件/年程度	5件/年程度	5件/年程度	5件/年程度	なし
従業員から会社への届出方法、届出の周知方法	方法	自社様式	自社様式	自社様式	自社様式	自社様式
	周知方法	○転勤者に説明	○入社時及び転勤者に説明 ○健康保険組合に啓発資料を配備	○転勤者及び社員寮を退出する者に説明	○転勤者及び転居の告知があった者に説明	○入社時、転勤者、及び転居の告知があった者に説明

区 分	A	B	C	D	E
事業所独自の 住所地の確認	特になし	住民税の徴 収票を配布 する際に住 所の一致を 確認。	特になし	特になし	特になし
被保険者が届 出の住所地に 定期便が送ら れることの認 識度	知らないと思 う	知っていると思 う (従業員から、 会社に住所変 更を届けたの に、定期便が届 かないとの苦 情あり。)	知らないと思 う	知らないと思 う (従業員の中 には住民票の 異動が必要な ことも知らない 者がいる。)	知らないと思 う (従業員は、 年金事務は会 社がすべて行 っていると思 っている。)

(注) 当局の事情聴取結果により作成。

6 関係者の意見

(1) 日本年金機構中部ブロック本部

日本年金機構中部ブロック本部として、住所変更届の励行については、上記4に挙げた広報を行っている。

また、中部ブロック本部は年金事務所に対して、適切な適用の一環として住所変更届の指示及び徴収漏れ等の調査の指示をしている。

(2) 大曽根年金事務所

住所変更届の励行について年金事務所としての事業主への指導は、上記4に挙げた事項の他、窓口・電話対応以外では行っていないが、全事業所を対象とした事業所調査を再開してからは、「住所一覧表」サービスの利用が増加する傾向にあり、事業所の認識は高まっていると考えている。

(3) D(株)

終身雇用やフルタイム労働が一般であったころは、転勤者にその都度、転勤手続の一環として住所変更手続を説明していれば、実際の住所と会社が把握している住所が異なることはなかったが、パート労働者が増え、従業員の出入りが激しくなった今日では、全従業員に住所変更届の必要を周知するのは難しい。